

旧吉野川流域下水道 指定管理者募集要項

令和 5 年 7 月

徳島県県土整備部水・環境課

目 次

第 1	募集の目的	1
第 2	募集の内容	
1	施設の概要	1
2	指定管理者が行う業務の範囲	1
3	管理の基準	2
4	指定期間	2
5	業務に必要な経費	2
第 3	申請資格	3
第 4	申請方法等	
1	募集要項の公表及び配布期間	5
2	現地説明会及び質問受付等の実施及びスケジュール	5
3	申請書類の提出	6
4	申請書類の作成要領	7
第 5	審査方法等	
1	審査の方法	1 1
2	審査の日程	1 1
3	審査の基準	1 1
4	指定管理者の候補の選定	1 1
第 6	指定管理者の指定及び協定締結	
1	指定管理者の指定	1 3
2	協定の締結	1 3
第 7	留意事項	
1	事業の継続が困難となった場合の措置	1 4
2	審査の対象又は優先交渉権者からの除外	1 4
3	申請書類等の取扱い	1 5
4	費用負担	1 5
5	その他	1 5

旧吉野川流域下水道指定管理者募集要項

第1 募集の目的

徳島県では、衛生的で快適な居住環境の形成と河川、湖沼等の公共用水域における水質保全を広域的かつ効率的に推進するため、平成21年4月に旧吉野川流域下水道を供用開始しており、平成25年度より指定管理者制度を導入して管理運営を行っております。

このたび、令和6年3月31日をもって、現在の指定管理者の指定期間が満了するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項、徳島県公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成16年徳島県条例第50号）及び徳島県流域下水道条例（平成21年徳島県条例第31号）の規定に基づき、以下により旧吉野川流域下水道の管理運営に関する業務を一括して行う指定管理者を募集します。

第2 募集の内容

1 施設の概要

- | | |
|-----------|--|
| (1) 名 称 | 旧吉野川流域下水道 |
| (2) 所 在 地 | 終末処理場：徳島県板野郡松茂町豊岡字山ノ手41
幹線管渠：鳴門市ほか計画区域内一円 |
| (3) 施設規模 | 終末処理場敷地面積：143,106㎡
幹線管渠延長：24,650m |

※施設概要等の詳細は参考資料①「施設配置図・概要図集」を参照してください。

2 指定管理者が行う業務の範囲

指定管理者が行う業務の範囲は次のとおりとし、業務の詳細内容については、別添資料①「旧吉野川流域下水道管理運営業務要求水準書」（以下、「要求水準書」という。）を参照してください。

- (1) 徳島県流域下水道条例第6条各号に掲げる事業の実施に関する業務
- ア 流域下水道の終末処理場の運転に関する業務
 - イ 流域下水道の施設等の維持管理（知事が指定する補修等を除く。）に関する業務
 - ウ その他流域下水道の管理に関し知事が必要と認める業務

3 管理の基準

詳細については、要求水準書に記載しておりますので、参照してください。

4 指定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで（5年間）

5 業務に必要な経費

県が支払う指定管理料をもって、業務を行うものとします。

指定管理料の額については、指定管理者が応募の際に提案した収支計画書に記載された額に消費税及び地方消費税を乗せた額を基本として、県と指定管理者が締結する基本協定書により決定します。

なお、収支計画の見積りに当たっては、次のとおり各年度の想定上限基準額を設定しますので、想定上限基準額を上回る提案をした場合は失格となります。

指定管理料（税込み額）については、下表を参考に想定上限基準額以下で設定してください。

想定上限基準額の詳細については、別添資料②「令和6年度指定管理者更新に係る想定上限基準額について」を参照してください。

（税込み）

想 定 上 限 基 準 額	
令和 6年度	331,914,000円
令和 7年度	345,411,000円
令和 8年度	339,595,300円
令和 9年度	342,881,000円
令和10年度	346,847,600円

【補足】令和6年度の指定管理料の額には、光熱費の高騰見込み額（実績に応じ精算）を含みます。

第3 申請資格

指定管理者の指定に申請できる者は、要求水準書5に記載の法令等を遵守し、かつ、指定期間中に、旧吉野川流域下水道を適正に管理運営することのできる法人その他の団体（以下「法人等」という。）又は複数の法人等により構成されるグループ（以下「参加グループ」という。）であることとします。個人での申請はできません。

また、単独の法人等にあつては、次に掲げる(1)から(4)までのすべての要件を満たす必要があり、参加グループにあつては、主たる構成員が(1)から(4)までのすべての要件を満たすとともに、すべての構成員が(2)のすべての要件を満たす必要があります。

(1) 徳島県内に主たる事務所（本店）を置いている法人等であること。

(2) 法人等及びその代表者が、以下の事項に該当しないこと。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

イ 地方自治法244条の2第11項の規定により徳島県又は他の地方公共団体から指定の取消しを受け又は当該処分の日から起算して2年を経過しない者

ウ 徳島県建設工事入札参加資格停止措置要綱（平成14年4月18日建設第73号）に基づく入札参加資格停止の措置及び徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置の対象となっている者

エ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

オ 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制の下にある団体

カ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされた者。ただし、会社更生法に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者であっても、更正計画の認可が決定、又は再生計画の認可の決定が確定した者については、当該申立てがなされていない者とみなす

キ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条又は第8条第1項第1号に違反するとして、公正取引委員会又は

関係機関に認定された日から2年を経過しない者

ク 徳島県の県税（法人事業税・法人県民税）、法人税、地方法人特別税、消費税及び地方消費税並びに延滞金等を滞納している者

ケ 法人等あるいは参加グループの構成員であって、他の参加グループの構成員である者、若しくは二つ以上の提案を行う者

コ 労働基準法をはじめとする労働関係法令を遵守していない者

サ 役員（法人の監査役及び監事を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者がいる団体

（ア）破産者で復権を得ない者

（イ）禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

（ウ）暴力団の構成員等

（3）対象施設と同等程度の処理方式を有する流域下水道施設又は公共下水道施設について、地方公共団体又は地方公共団体が出資若しくは出捐をしている団体から維持管理業務を直接受託し、実施した実績があること。

※ 「対象施設と同等程度の処理方式を有する流域下水道施設又は公共下水道施設」とは、「標準活性汚泥法等（標準活性汚泥法、酸素活性汚泥法、長時間エアレーション法、嫌気無酸素好気法、循環式硝化脱窒法、ステップ流入式多段硝化脱窒法、硝化内生脱窒法又は嫌気好気活性汚泥法のいずれかに該当するものをいう。）の污水处理施設を有する下水道施設」とする。

（4）処理施設及びポンプ場の維持管理について、下水道法第22条第2項に規定する有資格者を適正に配置できること。

第4 申請方法等

1 募集要項の公表及び配布期間

募集要項は、令和5年7月26日（水）より県のホームページ上で公表します。
なお、関係書類は県土整備部水・環境課において、令和5年7月26日（水）から9月5日（火）（午前10時から午後5時まで）配布を行います。（※ただし、土日及び祝日は除きます。）

郵送を希望する場合は、390円切手を貼った宛先明記の返信用定形外封筒（角型2号A4判用）を同封の上、水・環境課まで請求してください。（9月5日（火）必着）

2 現地説明会及び質問受付等の実施及びスケジュール

（1）現地説明会の開催

日 時： 第1回現地説明会 令和5年8月22日（火）午後2時から

第2回現地説明会 令和5年8月30日（水）午後2時から

なお、当日、現地に大雨警報等が発令した場合は、後日、改めて説明会の日程を設けます。

集合場所： 旧吉野川浄化センター（板野郡松茂町豊岡字山ノ手41）
管理棟事務所前

参加申込： 現地説明会参加申込書（様式1）に、必要事項を記入の上、郵送、FAX又は電子メールにより、水・環境課宛にお送りください。

申込締切： 令和5年8月15日（火）午後5時まで

ただし、第2回目の現地説明会に参加申込の場合は、令和5年8月23日（水）午後5時まで申込可能とします。

留意事項： ・説明会は第1回目、第2回目とも同じ内容ですので、指定管理者に申請する予定の方は、いずれかの現地説明会に可能な限り参加してください。

・当日は、募集要項等を持参してください。

・参加人数については、制限することがあります。

・当日配布する資料がある場合、現地説明会に出席できない方には、現地説明会の翌日以降、水・環境課で配布します。

（2）募集内容等に係る質問の受付

受付期間： 令和5年8月31日（木）午後5時まで（必着）

質問方法： 質問書（様式2）により、郵送、FAX又は電子メール（件名を「指定管理者質問」としてください）により、水・環境課宛にお送りください。

（郵送の場合は、受付期間内に必着のこと）

回答方法： 受け付けた質問に対する回答をとりまとめ、随時、県のホームページにて回答する予定です。

3 申請書類の提出

（1）申請書類の受付

受付期間： 令和5年9月12日（火）から令和5年9月25日（月）までの午前10時から午後5時まで

※ただし、土日及び祝日は除きます。

受付場所： 徳島県県土整備部水・環境課（県庁8階北側）

受付方法： 申請書類一式を、郵送又は持参により提出してください。なお、郵送の場合でも、上記受付期間内必着とします。

（2）提出書類

申請書類は、原本1部、副本15部を提出してください。

（3）申請書類

- ア 指定管理者指定申請書・・・・・・・・・・・・・・（様式3）
- イ 誓約書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（様式4）
- ウ 参加グループ構成員表（参加グループの場合）・・・・・・（様式5）
- エ 参加グループ協定書の写し（参加グループの場合）・・・・・・（様式6）
- オ 参加グループ委任状（参加グループの場合）・・・・・・（様式7）
- カ 法人等概要書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（様式8）
- キ 法人等役員一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（様式8-2）
- ク 法人等の主要業務実績一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（様式9）

（ア）定款、寄附行為、規約その他これに代わる書類

（イ）法人にあっては当該法人の登記簿謄本、法人以外の団体にあっては代表者の住民票の写し（代表者が外国人である場合にあっては、外国人登録原票記載事項証明書の写し）

（ウ）申請を行う日の属する事業年度の収支予算書並びに直近2事業年度の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書、収支決算書、その他経営内容を明らかにする書類又はこれらに類するもの（新たに設立する法人又は設立初年度の法人にあっては、上記に代えて収支予算書又はこれに類する書類を

提出してください。設立初年度の法人にあっては、さらに、設立時における財産目録も提出してください。また、設立2年目の法人等にあっては、前事業年度に係る書類を提出してください。)

(エ) 徳島県の県税(法人事業税・法人県民税)、法人税、地方法人特別税、消費税及び地方消費税に関する過去3年分の納税証明書(新たに設立する法人又は設立初年度の法人にあっては、提出を要しないものとします。)

ケ 事業計画書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(様式10-1～10-11)

(4) 留意事項

上記の各書類を郵送により提出した場合は、届いているかどうかの確認を電話により行ってください。(水・環境課 088-621-2729)

4 申請書類の作成要領

様式については、別添資料⑤のとおりです。

(1) 様式9(表1、表2)について

(表1)

申請者の過去3か年程度の主要業務実績について18件を上限として記入してください。(流域下水道施設又は公共下水道施設に関する管理運営業務実績がある場合は、必ず記入してください。)

本様式は、A4版(モノクロ)1ページで、MS-Word(バージョンはWord97以降)又は一太郎(バージョンは9以降)とし、10.5ポイント活字で作成してください。

(参加グループの場合、構成員毎に1枚を上限とします。)

(表2)

申請資格に定める下水道施設における維持管理業務実績について記載してください。複数の業務実績がある場合は、1枚に1業務を記載し、番号を付してください。

本様式は、A4版で1業務1ページを上限に最大3枚までとし、MS-Word(バージョンはWord97以降)又は一太郎(バージョンは9以降)とし、10.5ポイント活字で作成してください。

(参加グループの場合、構成員毎に3枚を上限とします。)

(2) 事業計画書作成上の条件

ア 事業計画書の作成にあたっては、この募集要項、要求水準書等に記載されていることを遵守してください。

イ 事業計画書（様式10-1～10-11）はA4版（モノクロ）で作成してください。図、表等を使用してもかまいません。また、ページ数が複数となってもかまいませんが、各様式について1～3ページ程度で作成してください。ただし、様式10-7及び10-8については、ページ数の上限は設けません。なお、ページ数を中央下に表記してください。

ウ 事業計画書は、様式10-5の表1以外はMS-Word（バージョンはWord 97以降）又は一太郎（バージョンは9以降）とし、10.5ポイント活字で作成し、様式10-5の表1はMS-Excelを使用して作成し、様式すべてについてその内容を記録したCD-Rを添付して提出してください。

※CD-Rはウイルス対策を実施した上で提出することとします。

エ 各様式の作成に用いる単位は計量法に定めるものとし、使用通貨は日本円、使用言語は日本語とします。時刻は、日本標準時とします。

（3）各様式の作成について（様式10関係）

様式10-1（施設の管理運営方針）

旧吉野川流域下水道の設置目的を的確に把握し、指定管理者制度の導入目的である、「効率的な管理運営」と「サービスの向上」について、どのようなノウハウを活用し事業展開を図るか、その方針について、抱負も含めて具体的に記入してください。

様式10-2（安全・危機管理）

安全・危機管理について、事故予防、災害・緊急時の対応体制、職員等の教育、個人情報保護について、その考え方を記入してください。また、災害・緊急時の対応体制について体制表（様式任意）を作成してください。

※個人情報保護等に関する規程等を設けている場合は、それを示してください。

様式10-3（管理運営体制等）

業務を遂行するための具体的な実施体制について、内部の体制、協力会社の構成、職員の技術や能力育成をどのように行うか等について計画を記入してください。

また、業務が適正に遂行されていることを確認することを目的として行うセルフモニタリングの方法についても記入してください。セルフモニタリングについては、少なくとも①施設の運転状況及び水質の記録及び分析、②トラブル発生時の対応報告及び改善点の検討、③業務目標の達成結果とその分析、④その他業務改善ポイントの提案の4項目をモニタリング項目として含めるものとします。

さらに、旧吉野川流域下水道にどのような能力（資格等）や雇用形態の職員を

配置して業務を遂行するか、「職員体制」（様式10-8）及び「協力法人一覧」（様式10-7）を作成してください。

様式10-4（広報活動）

旧吉野川流域下水道の設置目的に適合し、下水道の普及促進につながる広報活動の計画について、具体的に記入してください。特に下水道のイメージアップにかかるものだけでなく、接続率向上を図るうえでの観点も記入してください。

様式10-5（表1、表2、別添資料）（収支計画）

旧吉野川流域下水道を管理運営するにあたっての収支計画（5年間分）を収入、支出の各項目ごとに表1に記入してください。また、各項目の詳細について別表を作り、別添資料として提出してください。

過去3年間の管理運営費の状況については、要求水準書（参考資料②）を参照してください。

また、表2については、表2に掲げる支出の項目ごとにコスト削減についてどのように工夫したかを具体的に記入してください。

様式10-6（適正な維持管理）

旧吉野川流域下水道における運転状況及び水質の日常的記録及び分析、周辺環境への配慮、定期的な安全管理、設備保守点検、施設の修繕等について、水質等の管理目標値及びその遵守についての具体的な方策を示すとともに、基本的な考え方及び重視するポイントを記入してください。また、指定管理者として目指す旧吉野川流域下水道の将来像とともに、各業務ごとに具体的な方法、内容、頻度等について記入し、年間の作業計画表（様式任意）を作成してください。

様式10-7（協力法人一覧）

業務を遂行するに当たって、業務の一部を委託することを予定している団体がある場合には、本様式に当該団体の法人等名等について記入してください。該当がない場合も、「該当なし」と記入の上、提出してください。

様式10-8（表1、表2、表3）（職員体制）

表1については、旧吉野川流域下水道に配置する予定の職員すべてについて記入してください。

表2については、表1に記載した職員について記載してください。

表3については、表1に記載した職員の中で業務責任者・業務主任者としての役職を担当する職員の経歴について具体的に記入してください。

様式10-9（地域との連携）

地域の関連団体（地元企業、自治体、自治会、ボランティア団体等）とどのように連携して徳島県流域下水道を管理運営するか、方針及び計画について具体的に記入してください。

様式10-10（地域への貢献）

地元雇用の維持拡大及び業務の一部を委託する場合の地元企業への優先発注について、また、下水道施設の維持管理における地元企業及び下水道施設の維持管理技術者（下水道法第22第2項に規定する有資格者）の育成をどのように実施するかについて、基本的な方針及び計画を具体的に記入してください。また、様式10-7に記載の団体と重複してもかまいませんので、業務の委託を予定している地元企業の法人名等について本様式にも記入してください。

様式10-11（総括表）

様式9 表2及び様式10-1～10-10の内容を、各項目ごとに特にアピールしたい点について、計100字以内（厳守）で、できる限り明瞭に要点を箇条書きにしてください。適宜、ページ送りは可能です。

第5 審査方法等

1 審査の方法

選定委員会において申請者のうち申請資格等の要件を満たす者を対象に審査を行い、指定管理者として最も適切な優秀者を選定します。選定委員会は、この結果を県に報告します。

なお、選定委員会が必要と認める場合には、書類による一次審査を経た後、ヒアリング等による二次審査を行い、優秀者を選考する場合があります。

2 審査の日程

審査は、令和5年10月頃を予定しています。

3 審査の基準

審査は、次に掲げる選定の基準により総合的に判断します。審査基準の詳細については、別添資料④を参照ください。

- (1) 事業計画の内容が、県民の平等な利用を確保することができるものであること。
- (2) 事業計画の内容が、旧吉野川流域下水道の設置の目的を効果的に達成するとともに、その適正な管理が図られるものであること。
- (3) 事業計画に基づく旧吉野川流域下水道の管理を、安定して行うことができる財政的基礎及び技術的能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。
- (4) その他、県が旧吉野川流域下水道の設置の目的を達成するために必要と認められる事項

4 指定管理者の候補の選定

県は、選定委員会より審査結果の報告を受け、優秀者を優先交渉権者として両者の間で細目協議を行います。細目協議が整った段階で、指定管理者の候補者として選定します。

なお、優先交渉権者と協議が整わない場合には、優先交渉権者との協議を中止することとし、選定委員会において次点となった者との間で改めて協議を行うこととします。

指定管理者の選定結果は、令和5年11月頃を目途に、審査を受けた団体のすべてに文書により通知します。同時に、結果は県のホームページなどで公表します。

なお、申請団体名は公表されます。また、選定結果の公表に当たり、申請団体が2団体であった場合などにおいて、それぞれの団体の得点等が明らかになることを、ご承知おきください。

第 6 指定管理者の指定及び協定締結

1 指定管理者の指定

県は、指定管理者の指定に関する県議会の議決を経て、指定管理者の指定を行います。ただし、県議会の議決を得られない場合は指定されません。

なお、県は、指定管理者の指定に関する県議会の議決が得られないことにより指定管理者の候補者に生じた損害を負担しません。

2 協定の締結

県と指定管理者は、先に実施した細目協議の内容を前提に、更に業務を実施する上で必要となる詳細事項について協議を行い、これに基づき基本協定を締結します。基本協定書（案）は別添資料③のとおりです。

第7 留意事項

1 事業の継続が困難となった場合の措置

(1) 指定管理者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

指定管理者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難になった場合は、県は指定の取消し、又は、管理運営業務の一部若しくは全部を停止することができます。この場合、県に生じた損害は指定管理者が賠償するものとします。

なお、指定管理者は、次期指定管理者が円滑かつ支障なく旧吉野川流域下水道の管理運営業務を遂行できるよう、引き継ぎを行うものとします。

(2) その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他の不可抗力等県及び指定管理者双方の責めに帰すことができない事由により、業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとします。一定期間内に協議が整わない場合、県は、事前に書面で通知することにより協定を解除できるものとします。

なお、指定管理者は、次期指定管理者が円滑かつ支障なく旧吉野川流域下水道の管理運営業務を遂行できるよう、引き継ぎを行うものとします。

2 審査の対象又は優先交渉権者からの除外

申請者が次の（ア）～（キ）の場合に該当したときは、その者を審査の対象又は優先交渉権者から除外します。

（ア）選定委員会の委員又は本件業務に従事する本県職員若しくは本県関係者に対し、本件応募について不正な接触の事実が認められた場合

（イ）申請書類に虚偽の記載があった場合

（ウ）複数の事業計画書を提出した場合

（エ）前記第3に示す指定管理者の申請資格を満たしていないことが判明した場合

（オ）申請者による業務履行が困難であると判断される事実が判明した場合

（カ）著しく社会的信用を損なう行為等により、申請者が指定管理者として業務を行うことについて相応しくないと県が認めた場合

（キ）その他不正な行為があったと県が認めた場合

3 申請書類等の取扱い

(1) 著作権

県が提示する設計図書等の著作権は県及び作成者に帰属し、申請者の提出する書類の著作権はそれぞれの申請者に帰属します、なお、本事業において公表する場合その他県が必要と認めるときは、県は提出書類の全部又は一部を無償で利用できるものとします。

(2) 特許権等

申請書類の内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて申請者が負うものとします。

(3) 記載内容の変更等の禁止

提出した申請書類は、これを書き換え、差し換え、又は撤回することはできません。

(4) 返却等

申請書類は審査のため、選定委員会の委員に配布することがあります。また、提出された申請書類は、理由を問わず返却しません。

(5) 情報公開請求への対応

申請書類や審査結果等は、公文書に該当し、情報公開請求の対象となりますので、予め御承知ください。

4 費用負担

申請及び審査に際して申請者に係る費用については、すべて申請者の負担とします。

5 その他

(1) 申請辞退

指定管理者指定申請書提出後に申請を辞退する場合には、令和5年9月28日(木)までに、指定管理者指定申請辞退届(様式3-2)を提出してください。

(2) 問合せ及び申請書提出先

徳島県 県土整備部 水・環境課 (県庁8階北側)

〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地

電 話 088-621-2729

FAX 088-621-2896

メールアドレス mizukankyoka@pref.tokushima.jp

別添資料① 旧吉野川流域下水道管理運営業務要求水準書

別添資料② 令和6年度指定管理者更新に係る想定上限基準額について

別添資料③ 旧吉野川流域下水道に関する基本協定書(案)

別添資料④ 審査基準

別添資料⑤ 様式集

別添資料⑥ 指定管理者募集スケジュール